



竜 農 委 第 2 2 8 号
令和 6 年（2024 年）12 月 10 日

竜王町長 西 田 秀 治 様

竜王町農業委員会会長 竹 山 勉



竜王町農業施策等に関する要望書

平素は、当農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度別紙の農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づく「竜王町農地等の利用の最適化に向けた意見書」の提出と併せて、近年甚大化する自然災害被害、老朽化する土地改良施設等年々厳しさを増している状況に鑑み、次の事項について要望いたします。

つきましては、本町の財政が厳しい状況下にあることは重々承知しておりますが、農業振興による地域の活性化を図り、農業が魅力ある産業として、農業者が将来に希望を持って農業経営ができ、豊かな農地をしっかりと次の世代へ引き継ぐことができるよう有効な施策展開をお願い申し上げます。

1 自然災害被害等への支援について

- (1) 令和6年産の米価は、猛暑等の影響による前年産米の市場流通量の減少等を要因として一時的な上昇を見せています。しかしながら、長らく米価が低迷してきた影響と、昨今の農業資材等の高騰により、農業経営の維持は大変厳しい状況が続いており、生産意欲の減退に伴う離農による耕作放棄地、遊休農地の増加への懸念等農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

については、農業者への影響が最小限となるよう、情勢に応じた柔軟かつ的確な支援を引き続きお願いするとともに、国および県に対しても適宜要望してください。

- (2) 近年の気象変動により、自然災害は広範囲に大きな被害をもたらす傾向にあり、台風、豪雨等によりビニールハウスの倒壊、農地の冠水等による農作物被害等多くの被害を受けることとなります。

被害が広範囲の農地に及ぶ場合は、被害農家や地域だけでは迅速な復旧作業、速やかな営農の再開に繋がらないため、人的支援体制の整備を検討してください。

また、自然災害は農業経営に対して大きな影響を与えることから、農家が安心して農業経営を継続できるよう被害程度に応じた支援を図ってください。

2 農業生産基盤の整備と保全について

現在、各集落にて話し合い等が進められている地域計画の達成に向けた農地の集積・集約化を実現するため、農業生産の効率化を可能とする農地の大区画化や未整備田の整備について検討してください。

また、用排水路、農道等の土地改良施設は、ほ場整備後の経年による劣化が進んでおり、地域では「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」の活用により保全活動に努力されていますが、十分とは言えないため、土地改良施設の維持補修費用について更なる予算措置を図ってください。

3 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による農作物被害が離農や耕作放棄となる要因の一つであり、農家の生産意欲の低下につながっていることに加えて、とりわけ田にあってはイノシシによる掘り起こし等によって畦畔が崩れる被害が発生する等現在の生産活動への影響のみならず、この現状のままでは次の世代へ農地を耕作できる状態で引き継いでいくことができない状況となっています。

有害鳥獣被害は農作物のみならず、時には人へ危害を加えることとなり、町民の生活環境への影響も懸念されることから、町全体の問題として捉え町域全体で有害鳥獣に向き合う意識の醸成を図ってください。また、有害鳥獣は行政区域を越えて活動するため、広域的な対策が必要であることから、近隣市町と連携して柔軟に取り組んでください。

さらに、獣害に強い集落づくりのため、集落や農家が自衛の手段として購入する各

種の獣害対策物品等について、補助の対象となるよう検討をお願いします。

4 女性農業委員の活動支援について

女性農業委員の選任については、湖国女性農業・推進委員協議会による女性農業委員・推進委員登用キャラバンにおける町長への直接要請等も踏まえ、御理解をいただく中で、前期から1名増加となる4名の任命をいただくこととなり、女性委員を中心とした事業の実施、東近江地域農業委員会連絡協議会女性委員交流会等取り組みを進めてきたところです。

今後の農業・農村の持続的発展には多様な人材が能力を発揮することが必要であり、特に農業分野における女性の活躍は極めて重要であることから、引き続き当委員会として女性農業委員の活動の活性化に努めて参りますので町においても当活動に支援をいただきますようお願いいたします。

5 竜王町農業振興ビジョンの推進に係る当委員会との連携強化について

現在、町におかれては竜王町農業振興ビジョンにおける実施計画に基づきリーディングプロジェクトとして「各集落による話し合いの促進」、「観光農園の質・量の充実化」等5つのプロジェクトについて実施を進めているところと存じます。

当ビジョン策定の過程において、当委員会の要望事項もお汲み取りいただいたところですが、実施に係る活動についても積極的に参画したいと考えていますので、当委員会との連携を密にさせていただき、本町農業情勢の変化も考慮いただきながら取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

6 食料・農業・農村基本法改正法施行に係る各種施策等の活用について

令和6年5月施行の食料・農業・農村基本法改正法の基本理念には食料安全保障の確保が掲げられており、世界の食糧需給が不安定化している状況を踏まえ、国の責務として食料生産の基盤である農地を確保し、国内供給に加えて輸出を通じた食料供給能力の維持に向けて、効率的・安定的な農業経営（担い手）とともに農業生産活動を通じて望ましい農業構造の確立を目指すべく、各種施策を引き続き実施することが求められています。

つきましては、町におかれても国の動向を注視いただくとともに、各種施策等の具体的な実施方法が決定した際には積極的に活用できるよう取り組みをお願いします。